

滑川市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

1 熱中症は誰もが発症する可能性があり、最悪の場合死に至ることもある病態です。全国では、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年平均で1,000人を超える高い水準で推移しています。

滑川市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の健康と生命を守るため、公共施設・民間施設を問わず、指定基準を満たす市内の施設をクーリングシェルターとして指定することとしています。

この趣旨に賛同し、クーリングシェルターとして、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を広く募集します。

(指定基準)

2 クーリングシェルターは、以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

- (1) 適当な冷房設備があること
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、施設を住民等に開放することができる
- (3) 休憩場所（利用者が滞在する部分）が、必要かつ適切な広さであること
※原則として5名以上の利用者が休憩できることを想定しています

(実施内容)

3 クーリングシェルターでは、主に以下の内容を実施します。

- (1) 施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターであるとの表示を掲示する
- (2) 施設内の休憩場所、飲料が買える場所等の案内をする（問い合わせがあった場合のみ）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等を設置する（既存のもので可）
- (4) 冷房設備を適切に管理する
- (5) 利用人数を把握する（できる範囲で可）

(申込資格)

4 申込資格は、以下の条件全てを満たす事業者等です。

- (1) クーリングシェルター設置の趣旨に賛同していただけること
- (2) 「2 指定基準」を全て満たす施設を管理していること
- (3) 公序良俗に反する活動をしていないこと

(開設期間・解放時間)

- 5 クーリングシェルターの開設期間は、熱中症警戒アラート運用期間とします。なお、熱中症特別警戒アラートの発令日以外の日にも施設を解放していただいて構いません。

解放時間については、原則として各施設の営業時間と同じとなります。

※熱中症警戒アラート運用期間

熱中症により健康に被害が出るおそれがあると予測された際に熱中症警戒アラートが発表される期間（毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日）

(申込方法)

- 6 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により滑川市民健康センターに提出してください。

(提出後の流れ)

- 7 申込書提出後の流れは、以下のとおりとなります。

- (1) 市で申請内容及び現地確認
- (2) 協定内容の確認、協定書の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ）
- (4) クーリングシェルターの運用開始（案内ステッカーの掲示）

(その他)

- 8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合があります。



クーリングシェルター表示

(申込み・問い合わせ先)

〒936-0056 滑川市田中新町127
滑川市民健康センター
TEL 076-475-8011 (平日 8:30～17:15)
E-mail kenko@city.namerikawa.lg.jp